

京都大学立看板規程第 7 条について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019 年 11 月 17 日）

私の目撃した記憶に間違いがなければ、現在北部構内、本部構内および吉田南構内の「立看板の設置場所を定める規程」によって定められた立看板の設置場所にそれぞれ 1 枚ずつ計 3 枚のほぼ同内容の立看板（目測幅 1m）が設置されています。詳しく確認したわけではないですが、同一の団体がその 3 枚を設置しているのであれば、これは京都大学立看板規程第 7 条「第 4 条で指定する場所に、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は、2 枚までとする。ただし、第 3 条に定める期間にあっては、1 枚とする。」に違反していることとなります。

立看板規程第 7 条について、私は「各団体がその設置能力と設置欲求に基づいて好きな枚数だけ立看板を設置できるのが理想であるが、設置場所には限りがあるので設置枚数を制限する」ものとして理解しておりますが、実際には残りスペースに余裕のある立看板設置場所もあり、現在の立看板規程第 7 条（および第 5 条）は必要以上に立看板の設置枚数（と幅の長さ）を制限しているのではないかと考えます。また、宣伝効果を考慮すると 1 か所だけではなく複数の場所に設置したくなる気持ちもわかります。しかしながら、多くの団体が規程に沿って立看板を設置している以上、そのことによって前述の第 7 条違反を放置してしまっただけでは正直者が馬鹿を見る事態になってしまうため、前述の立看板については現在の立看板規程に則って対処がなされるべきであると考えます。（「第 7 条を実質死文化し、立看板の設置場所に余裕がなくなってきたら規定によって撤去要求をする」というのも一つの手ではありまじょうが、現状全体でそのような暗黙の了解を形成することは困難であると考え、この案については私の中で棄却しました）

以上によって、以下のように要望します。

1. ただちに、現在設置されている前述のような立看板について、現在施行されている京都大学立看板規程に基づいて適切に対処すること。
2. 近い将来において、別々の設置場所に立看板を設置する場合についての立看板規程第 7 条による規制を緩和する（総設置枚数制限の緩和あるいは撤廃、一つの構内あるいは設置場所等それぞれについて設置可能枚数を定める、学内全体で設置できる立看板の幅の総和を定めて枚数制限は撤廃するなど）こと。

以上、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2019年11月25日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご意見ありがとうございます。

立看板等の設置物については、状況を定期的を確認し、規程に適合しないものを確認した場合には速やかに対処しています。

2.のご要望につきましては今後の参考とさせていただきます。